

研究活動の不正行為への対応の ガイドラインについて

— 研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書 —

(案)

平成 年 月 日

科学技術・学術審議会

研究活動の不正行為に関する特別委員会

(目次)

第1部	研究活動の不正行為に関する基本的考え方	
I	はじめにー検討の背景	1
II	不正行為に対する基本的考え方	2
1	研究活動の本質	2
(1)	研究活動とは	2
(2)	科学研究の意義	2
2	研究成果の発表	3
3	不正行為とは何か	3
4	不正行為に対する基本姿勢	3
(1)	不正行為に対する基本姿勢	3
(2)	知の品質管理	3
5	研究者、研究者コミュニティ等の自律・自己規律	4
III	不正行為が起こる背景	4
1	研究現場を取り巻く現状	4
2	研究組織・研究者の問題点	5
IV	不正行為に対する取り組み	6
1	日本学術会議、大学・研究機関、学協会不正行為への取り組み	6
(1)	日本学術会議の取り組み	6
(2)	大学・研究機関、学協会の取り組み	6
①	行動規範や不正行為への対応規程等の整備	6
②	防止のための取り組み	7
ア)	研究活動に関して守るべき作法の徹底	7
イ)	研究者倫理の向上	7
2	文部科学省における競争的資金等に係る不正行為への対応	7
(1)	文部科学省の取り組みの必要性	7
(2)	競争的資金等に係る不正行為への対応	7
3	他府省庁所管等の機関との共通性	8
第2部	競争的資金に係る研究活動における不正行為対応ガイドライン	
I	本ガイドラインの目的	9
II	研究活動の不正行為等の定義	9
1	対象とする不正行為	9
(1)	捏造	9
(2)	改ざん	9
(3)	盗用	9
2	対象となる競争的資金	10
3	対象となる研究者及び研究機関	10
4	対象となる資金配分機関	10
III	告発等の受付	10
1	告発等の受付体制	10
2	告発等の取扱い	11
3	告発者・被告発者の取扱い	11
IV	告発等に係る事案の調査	12
1	調査を行う機関	12
2	告発等に対する調査体制・方法	13
(1)	予備調査	13

(2) 本調査	13
① 通知・報告	13
② 調査体制	13
③ 調査方法・権限	14
④ 調査の対象となる研究	14
⑤ 証拠の保全措置	14
⑥ 調査の中間報告	14
⑦ 調査における研究または技術上の情報の保護	14
3 認定	15
(1) 認定	15
(2) 不正行為の疑義への説明責任	15
(3) 不正行為か否かの認定	15
(4) 調査結果の通知及び報告	16
(5) 不服申立て	16
(6) 調査資料の提出	17
(7) 調査結果の公表	17
V 告発者及び被告発者に対する措置	18
1 調査中における一時的措置	18
(1) 研究機関による支出停止	18
(2) 資金配分機関による使用停止・保留等	18
2 不正行為が行われたと認定された場合の緊急措置等	18
(1) 競争的資金の使用中止	18
(2) 研究機関による処置	19
3 不正行為は行われなかったと認定された場合の措置	19
VI 不正行為と認定された者に対する資金配分機関の措置	19
1 措置を検討する体制	19
(1) 措置を検討する委員会	19
(2) 委員会の役割	19
(3) 委員会の構成	20
2 措置の決定手続	20
(1) 委員会における検討	20
(2) 措置の決定	20
(3) 措置決定の通知	20
3 措置の対象者	20
4 措置の内容	21
(1) 競争的資金の打ち切り	21
(2) 競争的資金申請の不採択	21
(3) 不正行為に係る競争的資金の返還	21
① 未使用研究費等の返還	21
② 研究費全額の返還	22
(4) 競争的資金の申請制限	22
① 3の①に掲げる者	22
② 3の②に掲げる者	22
③ 3の③に掲げる者	22
5 措置と訴訟との関係	22
(1) 措置後に訴訟が提起された場合	22
(2) 措置前に訴訟が提起された場合	22
(3) 措置後の訴訟において認定が不適切とされた場合	23
6 措置内容の公表	23
7 措置内容等の公募要領等への記載	23

研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて

研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書（案）

第1部 研究活動の不正行為に関する基本的考え方

I はじめにー検討の背景

- (1) 21世紀初頭の現在、世界を見渡しても、環境、エネルギー、感染症等の疾病、貧困など様々な解決すべき問題がある。我が国では、少子高齢社会の下、人口減少が現実のものとなる中での社会の活力の維持、安全安心な生活、地球規模での課題への対応等が求められている。このような面で、科学技術に求められる役割は、従来にも増して増大している。
- (2) さらに、「知の世紀」といわれる今世紀にあって、新たな知の創造・継承・活用によって社会を発展させ、また、ボーダーレス化した世界の中で競争力を維持発展させていくことが、我が国を初め、米国、欧州連合、韓国、BRICS諸国（ブラジル、ロシア、インド、中国）などによる「知の大競争時代」の重要な課題となっている。
- (3) このような状況にあって、科学技術創造立国を標榜する我が国では、平成8年度から17年度までの2期にわたる科学技術基本計画の下で、政府研究開発投資の増大、科学技術システム改革及び科学技術の戦略的重点化等が進み、一定の成果が出てきているところである。また、本年4月からの第3期の科学技術基本計画に基づき、厳しい財政事情の中、平成22年度までの5か年の計画期間中、総額25兆円の政府研究開発投資を確保することとされており、これを有効に活用し、一層の成果を上げることが求められている。
- (4) このような中、我が国では昨今、科学研究の世界において、データの捏造等の不正行為が相次いで指摘されるようになってきている。また、昨年、韓国でES細胞の研究に関して成果の捏造が明るみに出て、国際社会にも大きな衝撃を与えたことは記憶に新しいところである。
- (5) 科学研究における不正行為は、真実の探求を積み重ね、新たな知を創造していく営みである科学の本質に反するものであり、人々の科学への信頼を揺るがし、科学の発展を妨げ、冒瀆するものであって、許すことのできないものである。

今日の科学研究が限りなく専門化を深め複雑かつ多様な研究方法・手段を駆使して行われる結果、科学的成果・知見が飛躍的に増大していく反面、科学者同士でさえ、互いに研究活動の実態を把握しにくい状況となっていることから、科学者が公正に研究を進めることが従来以上に重要になってきている。

また、厳しい財政事情にも関わらず、未来への先行投資として、国費による研究費支援の増加が図られている中においては、貴重な国費を効果的に活用する意味でも、研究活動の公正性の確保がより一層強く求められる。

- (6) これらを受け、文部科学省においては、国費による研究費（特に文部科学省が所管する競争的資金）を活用した研究活動において不正行為（特に捏造、改ざん、盗用）が指摘されたときの対応体制等とこのような不正行為を行った者に対するの所要の措置を整備するとともに、同様のことを所管の資金配分機関に要請することとしている。また、大学・研究機関に対しても、体制構築に向けて自主的な取り組みを促すこととしている。
- (7) このために、文部科学省の要請に応じて本特別委員会においては、研究活動の本質や研究成果の発表とは何かを改めて問い直しつつ、研究活動における不正行為（以下単に「不正行為」という。）が起こる背景を考えた上で、不正行為の抑止に対する研究者や研究者コミュニティ、大学・研究機関の取り組みを促しつつ、国費による競争的資金を活用して研究を行っている研究者による不正行為への対応（告発等の受付から調査・事実確認、措置まで）について、文部科学省や資金配分機関、大学・研究機関が構築すべきシステムとルールのあるあり方を検討し、当面の結論を得たのでこれをガイドラインとして提言するものである。

Ⅱ 不正行為に対する基本的考え方

1 研究活動の本質

(1) 研究活動とは

研究活動とは、先人達が行った研究の諸業績を踏まえた上で、観察や実験等によって知りえた事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイデア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為である。研究活動は、一般的には研究の立案・計画・（経費支援申請）・実施・成果の取りまとめ・（経費支援者への報告）の各過程を経て行われる。

(2) 科学研究の意義

科学研究には、研究者の自由な発想に基づく研究と政策目的などの一定の目的を達成するために明確な成果目標・目的を掲げて行う研究がある。

前者の研究の中核である大学等を中心に行われている学術研究は、個々の研究者の自由な発想と知的好奇心・探究心に根ざした知的創造活動であり、優れた知的・文化的価値を有する。また、学術研究は人類共通の知的資産を築くものであり、その知的ストックは、人類の幸福、経済・社会の発展の源泉になるなど崇高な営みである。このような研究活動は次世代の価値を創造するという研究者の強い使命感に支えられている側面がある。

後者の研究については、明確な政策目的のもとに行われることから、社会の期待に対応しやすく、成果がわかりやすいことが多い。また、その成果は多くが直接的かつ比較的短期的に、経済や医療、安全などにつながる重要な活動である。

これらの研究があいまって知の創造と蓄積が行われ、人類の幸福、経済・社会の発展を支えている。

2 研究成果の発表

研究成果の発表とは、研究活動によって得られた成果を、客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、研究者コミュニティに向かって公開し、その内容について吟味・批判を受けることである。科学研究による人類共通の知的資産の構築が健全に行われるには、研究活動に対する研究者の誠実さを前提とした、このような研究者間相互の吟味・批判によって成り立つチェックシステムが不可欠である。研究成果の発表は、このチェックシステムへの参入の意味を持つものであり、多くが論文発表という形で行われ、また、論文の書き方（データ・資料の開示、論理の展開、結論の提示等の仕方）に一定の作法が要求されるのはその表れである。

3 不正行為とは何か

不正行為とは、研究者倫理に背馳し、上記1、2において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、研究者コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為に他ならない。具体的には、得られたデータや結果の捏造、改ざん、及び他者の研究成果等の盗用に加え、同じ研究成果の重複発表、論文著者が適正に公表されない不適切なオーサーシップなどが不正行為の代表例と考えることができる。こうした行為は、研究の立案・計画・（経費支援申請）・実施・成果の取りまとめ・（経費支援者への報告）の各過程においてなされる可能性がある。なお、科学的に適切な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであったとしても、それは不正行為には当たらない。

4 不正行為に対する基本姿勢

(1) 不正行為に関する基本姿勢

不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであるという意味において、科学そのものに対する背信行為であり、また、人々の科学への信頼を揺るがし、科学の発展を妨げるものであることから、研究費の多寡や出所の如何を問わず絶対に許されない。また、不正行為は、研究者の科学者としての存在意義を自ら否定するものであり、自己破壊につながるものでもある。

これらのことを個々の研究者はもとより、研究者コミュニティや大学・研究機関、研究費の配分機関は理解して、不正行為に対して厳しい姿勢で臨まなければならない。

(2) 知の品質管理

不正行為の問題は、知の生産活動である研究活動における「知の品質管理」の問題として捉えることができる。すなわち、まず第一に各研究者自身はその研究成果を、偽りをまじえることなく研究者コミュニティの前に提示し、その精査を受けて、人類の知的資産となりうるものとする責任を負っている。その意味で、公表した研究成果に誤りがあることが判明した場合には、研究者自らこれを可能な限り速やかに研究者コミュニティに公表し、当該研究成果を取り下げることが必要である。さらに、公表した研究成果に不正行為が関わっていたことに気づいた場合に、当該研究成果を直ちに取り下げること、その研究について責任ある立場にある者の義務といえる。

このような研究者の自己規律を前提としつつ、研究者コミュニティは全体として、各研究者から公表された研究成果を厳正に吟味・評価することを通じて、人類共通の知的資産の蓄積過程に対して、品質管理を徹底していくという、極めて重い責務を遂行しなければならないのである。

5 研究者、研究者コミュニティ等の自律・自己規律

不正行為に対する対応は、研究者の倫理と社会的責任の問題として、その防止とあわせ、まずは研究者自らの規律、あるいは研究者コミュニティ、大学・研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。

自律・自浄作用の強化は、例えば、大学で言えば研究室・教室単位から学科・専攻、さらに学部・研究科などあらゆるレベルにおいて重要な課題として認識されなければならない。

その際、若い研究者を育てる指導者自身が、この自律・自己規律ということを理解し、若手研究者や学生にきちんと教育していくことが重要であり、このこと自体が指導者自身の自己規律でもある。このように指導者及び若い研究者、学生が自律・自己規律を理解することは、研究活動を通じた人材育成・教育を行う上での大前提になることをすべての研究者は心に銘記すべきである。

Ⅲ 不正行為が起こる背景

不正行為が昨今我が国で見られるようになってきていると述べたが、なぜ不正行為が起きるのか、その背景を考えておくことは、研究現場等への警鐘を鳴らす意味でも必要と思われる。研究現場を取り巻く現状と研究組織・研究者の問題点の2つの面から見て、以下のようなことが考えられる。

1 研究現場を取り巻く現状

① 研究現場を取り巻く現状を見ると、まず、21世紀の世界的な知の大競争時代にあって、先端的な分野を中心に、研究成果を少しでも早く世に出すという先陣争いが強まっている。これには研究者としての使命感、意欲や名誉の他に、研究評価や、各研究機関・研究者等の特許など知的財産戦略への取り組みなど、まさに現在の研究現場を取り巻く状況を反映していると考えられる。

② 例えば、第1期、第2期の科学技術基本計画のもと、競争的資金が飛躍的に増加し、多くの優れた研究、意欲的な研究に支援が広がり、研究現場に競争的環境と競争的意識が定着し始め、研究水準が上がった。その反面、例えば第2期科学技術基本計画で重点化の対象とされた研究分野については、多額の研究資金が配分されると同時に、それに見合う成果を求められ、また、先端的な研究を続けていくには、他の研究者との競争に勝ち、競争的な研究費を獲得し続けなければならないという圧力が一層強まっている。

このような中で、各研究分野において、多額の研究費が獲得できる研究が優れた研究と評価されやすく、また、成果が目立つ研究でなければ、研究費が獲得できないという傾向が増大し、研究費獲得自体がいわば一つの評価指標と化して、競争の激化と性急な成果主義を煽る結果となっていることが指摘されている。

- ③ さらに、研究者の任期付任用の増加等により研究者の流動性が高まっており、ポスト獲得を目指して、若い研究者が一層研鑽を積み、また、多様な人材が研究組織に入ること等により、研究組織が活性化される効果が見られる。
- 一方でそのことに伴い、ポスト獲得競争が激化し、特に若手研究者にとっては任期付きでないポストを早く得るために、優れた研究成果を早く出す必要性に迫られる状況も一部で醸し出されてきており、それが極端な場合、不正行為につながることもありうると考えられる。

2 研究組織・研究者の問題点

- ① 他方、不正行為が起きる背景として、研究組織・研究者側の問題点もいくつか考えられる。例えば、II 1 (2) で研究者の使命感に言及したが、根本的な問題として、研究者の間に功名心が広がる反面、真理を探究するという研究そのものに対する使命感が薄れてきているのではないかという指摘がしばしばなされている。

- ② 研究者は研究活動の本質を理解し、それに基づく作法や研究者倫理を身に付けていることが当然の前提とされているが、これらがどういうものであるかということについて、研究者を目指す学生や若手研究者が十分教育を受けていない状況がある。また、そのことについて教えるべき指導者の中には、その責務を十分に自覚していない者が少なからずあるように見受けられる。

さらに、指導者の中には、結果を出すことを最重要視する考え方に傾き、研究倫理や研究プロセスの本来のあり方を十分に理解していない者が存在するという深刻な指摘もなされている。

研究プロセスについて言えば、競争的環境の激化とともに、実験等が出たデータの処理や論文作成のスピードをかなり上げなければならなくなっていることもあり、研究グループ内で生データを見ながら議論をして説を組み立てていくという、研究を進めていく上で通常行われる過程を踏むことをおろそかにする傾向が一部の研究者に見られる、という指摘もある。

- ③ 不正行為が起きる背景には、研究組織における問題として、自浄作用が働きにくいということも指摘できる。この原因として、競争的環境激化の結果、秘密主義的傾向が蔓延し、組織の中で研究活動に関して議論が活発に行われにくくなっていること、また、まさにその反面、そうした活性を失った組織にありがちな悪しき仲間意識・組織防衛心理が事なかれ主義に拍車をかけることも考えられる。さらに、研究分野が細分化し、各研究者の専門性が深化し、他の研究室はもとより、同じ研究室においても、他の研究者がどのような研究をどのように行っているのかわからないという状況さえ現出していることも一因と考えられる。このような環境の下では、正常な自浄作用か、相手を陥れる行為かが容易に判断しにくい場合、重症に陥るまで放置される傾向がある。

加えて、自浄作用が働きにくい研究組織の中では、些細なことではあっても見逃してはならない、研究活動の本質や研究活動・研究成果の発表の作法ともいべき決まりごとに抵触するような行為が見逃されがちであり、それが重なって、重大な不正行為につながるのではないかと思われる。

- ④ 上記1の②で指摘した研究費獲得競争と性急な成果主義が、研究組織全体や管理者の意識を歪める結果、自浄作用が働きにくくなっている、という面もあるのではないかと考えられる。各組織でのそれぞれのレベルにおける真摯なそして不断の自己点検が必要である。